

佐野市競争入札参加者指名停止要綱

平成17年2月28日

告示第154号

(趣旨)

第1条 この告示は、契約事務の適正な執行を確保するため、佐野市財務規則(平成17年佐野市規則第59号)第75条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿(同規則第89条の規定により準用する場合を含む。)に登録された者(共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。)の指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の措置要件及び期間)

第2条 有資格業者の指名を停止する場合の措置要件及び期間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に該当する措置要件の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。ただし、栃木県内で発生した措置要件で、公共的機関により確認し得る場合は、この限りでない。

3 別表20の項から24の項までのいずれかの措置要件に該当し、指名停止を行うときは、あらかじめ警察署長の意見を聴くものとする。

4 指名停止の始期は、当該措置の決定があった日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名保留とする措置を採った場合は、この限りでない。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各項に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各項のいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、同表各項のいずれかの措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表9の項から15の項までのいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表9の項から15の項までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を2倍まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 別表の定めるところにより指名停止を行う際に、当該指名停止を受ける有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)は、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表12の項第1号、13の項又は14の項の措置要件に該当したとき それぞれ同表12の項第1号、13の項又は14の項に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表12の項から15の項までのいずれかの措置要件に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に該当する場合を除く。) それぞれ同表12の項から15の項までに定める短期の2倍の期間

- (3) 別表12の項又は13の項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に該当する場合を除く。) それぞれ同表12の項又は13の項に定める短期の2倍の期間
 - (4) 別表12の項又は13の項に該当する有資格業者について、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定により各省各庁の長等による調査を行った結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合であって、当該関与行為に関し、悪質な事由があるとき(前3号の規定に該当する場合を除く。) それぞれ同表12の項又は13の項に定める短期に1月加算した期間
 - (5) 別表14の項又は15の項に該当する有資格業者について、市又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑に関し、悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当する場合を除く。) それぞれ同表14の項又は15の項に定める短期に1月加算した期間
- 2 別表12の項又は13の項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までのいずれかの規定の適用があり、その事実が公表された場合の指名停止の期間は、当該規定の適用がなかったと想定したときの2分の1の期間とする。この場合において、当該規定の適用がある場合における指名停止の期間がそれぞれ同表12の項又は13の項の規定による指名停止の期間の短期を下回るときは、第3条第3項の規定を適用する。

(下請負人に関する指名停止)

第5条 第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に係る指名停止)

第6条 第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 第2条第1項、前条又は前項の規定による指名停止にかかる構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名の取消し)

第7条 指名停止又は指名保留の措置がなされた有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 随意契約の方法により契約を行おうとするときは、指名停止の期間中の者をその相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事で、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第9条 工事の契約に当たっては、指名停止の期間中のものが工事完成保証人又は下請負人となることを承認してはならない。

(審査)

第10条 有資格業者の指名停止に関する事項は、佐野市入札改善委員会設置要綱(平成19年佐野市訓令第20号)第1条に規定する佐野市入札改善委員会(以下「委員会」という。)に審査させるものとする。

(報告)

第11条 当該部長は、有資格業者が別表に定める措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに工事事故等発生報告書(別記様式第1号)を作成し、技術センター部長を経て、市長に報告しなければならない。

(決定)

第12条 市長は、前条の報告を受理したときは、委員会の審査を経て指名停止等の措置を決定するものとする。ただし、指名停止等を決定するまでの間、市長が必要があると認める場合は、指名保留の措置を採ることができる。

2 市長は、前項の委員会の審査結果について必要があると認めるときは、再審査に付することができる。

(通知)

第13条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止等の措置を決定したときは指名停止通知書(別記様式第2号)により、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(別記様式第3号)により、第3条第6項の規定

により指名停止の解除をしたときは指名停止解除通知書(別記様式第4号)により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、工事事故等の措置について(別記様式第5号)により当該部長に通知するものとする。

(指名停止に至らない場合の措置)

第14条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐野市建設工事請負業者指名停止基準、田沼町建設工事請負業者指名停止基準又は葛生町建設工事請負業者指名停止基準の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に指名停止を受けている者の指名停止の期間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に指名停止を受けている者の指名停止の期間は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。(平成23年10月14日)

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。(平成28年3月31日)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。(平成29年3月24日)

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市を相手方とする契約（以下「本市契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認申請書その他入札前の調査資料に虚偽を記載し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 本市契約の履行に当たり、過失により工事又は業務を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>3 県内における本市以外の者を相手方とする契約（以下「県内における本市以外契約」という。）の履行に当たり、過失により工事又は業務を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4 2の項に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>6 県内における本市以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2月以内</p>
<p>8 県内における本市以外契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>9 次に掲げる者が本職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 使用人（有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>10 次に掲げる者が県内において、他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>11 次に掲げる者が県外において、他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次に掲げる契約において、その業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市契約</p> <p>(2) 県内における他の公共機関等を相手方とする契約</p> <p>(3) 前2号以外契約</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為)</p> <p>13 本市契約に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき。</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から5月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から5月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上 6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から5月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上 6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から1月以上 3月以内</p> <p>当該認定をした日から6月以上36月以内</p> <p>当該認定をした日から5月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から12月以上36月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(2) 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から12月以上36月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合) 14 本市契約の履行に当たり、代表役員等、一般役員等又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>15 次に掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内</p>
<p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等又は使用人</p> <p>(建設業法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から5月以上18月以内 逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p>
<p>16 本市契約の履行に当たり、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>17 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 18 前各項に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合で、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 脱税の容疑により告発されたとき。</p> <p>(2) 経営等に関する詐欺行為、脅迫行為、暴力行為等を行ったとき。</p> <p>(3) 暴力等による入札妨害を行ったとき。</p> <p>(4) 落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。</p> <p>(5) 落札者の契約の締結又は履行を妨げたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団関係者)</p> <p>20 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。</p> <p>21 代表役員等又は一般役員等が業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>22 代表役員等又は一般役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>23 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団関係者と密接な交際があると認められるとき。</p> <p>24 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>(経営不振等)</p> <p>25 手形の不渡り等により、銀行取引停止となったとき。</p> <p>26 使用人又は下請負業者に対し、賃金又は請負代金の支払をしなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営の再建がなされたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から賃金又は請負代金が支払われるまでの期間</p>

備 考 この表において「有資格業者の経営に事実上参加している者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 株主又は社員として事実上経営を支配していると認められる者
- (2) 顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められる者
- (3) 家族又は第3者の名義になっているが、名義人と同一生計にあると認められる者

別記様式第1号(第11条関係)

年 月 日	
佐野市長 様	
部長	
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書	
佐野市競争入札参加者指名停止要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。	
業 者 の 商号又は名称	
代 表 者 の 氏 名	
本社又は営業所の 所 在 地	
入札参加申請業 種	
指名停止基準 該 当 条 項	

佐野市競争入札参加者指名停止要綱

工事事務等の内容	
日 時	
場 所	
工 事 名	
事 故 等 の 状 況	
発 生 原 因	
経 過	
他機関との状況	

別記様式第2号(第13条関係)

	第	号
	年	月
住 所		日
商号又は名称		
代表者氏名	様	
	佐野市長	印
指 名 停 止 通 知 書		
この度、貴 が(の) ことは、誠に残念です。 よって、次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。 今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意願います。		
1	指名停止の期間	
2	指名停止の理由	

別記様式第2号(第13条関係)記載要領

住所	第 年 月 日	号
商号又は名称		
代表者氏名	様	
	佐野市長	印
指 名 停 止 通 知 書		
この度、貴 が(の) (注1) ことは、誠に残念です。 よって、次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。 今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意願います。		
1 指名停止の期間	注2	
2 指名停止の理由	注3	

注1 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

注2 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。ただし、指名停止の理由が、別表25の項に該当する場合には「経営の再建がなされたと認められるまでの間」と、別表26の項に該当する場合には「賃金又は請負代金が支払われるまでの間」と記載すること。

注3 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載すること。

別記様式第3号(第13条関係)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

佐野市長



指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、次のとおり期間を変更したので通知します。

1 従前の指名停止の期間

2 変更後の指名停止の期間

3 変更の理由

別記様式第4号(第13条関係)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

佐野市長

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、当該指名停止を解除したので通知します。

別記様式第5号(第13条関係)

年 月 日

関係部課長 様

佐野市長

工 事 事 故 等 の 措 置 に つ い て

別紙 通知書写しのとおり、指名停止の措置を(決定 変更解除)したので、
佐野市競争入札参加者指名停止要綱第13条の規定により通知します。

別記様式第5号(第13条関係)記載要領

年 月 日

関係部課長 様

佐野市長

工 事 事 故 等 の 措 置 に つ い て

別紙 注1 通知書写しのとおり、指名停止の措置を(決定 変更解除)したので、
佐野市建設工事請負業者指名停止要綱第13条の規定により通知します。

注1 指名停止、指名停止期間変更又は指名停止解除の別を記載する。